

平成二十四年総務省・法務省令第一号

住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び
出入国管理及び難民認定法施行令第二十四
条第三項に規定する通知の方法を定める
省令

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二
百九十二号）第三十条の三十一並びに出入国管理
及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八
号）第六条第三項及び出入国管理及び難民認定法
及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離
脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を
改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及
び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四
百二十一号）第二十一条第二項の規定に基づき、
住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入
国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規
定する通知の方法を定める省令を次のように定め
る。

（住民基本台帳法施行令第三十条の二十に規定
する通知の方法）

第一条 住民基本台帳法施行令第三十条の二十に
規定する総務省令・法務省令で定める方法は、
次のいずれかの方法とする。

一 出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計
算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の操
作により電気通信回線を通じて出入国在留管
理庁長官が市町村長（特別区にあつては、区
長。次条において同じ。）に使用させる電子
計算機に送信する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒
体をいう。次条において同じ。）又は書面を
送付する方法（電気通信回線の故障その他の
事由により前号の方法によることができない
場合に限る。）

2 前項第一号に規定する電気通信回線を通じた
送信の方法に関する技術的基準については、総
務大臣及び出入国在留管理庁長官が定める。

（出入国管理及び難民認定法施行令第二十四条
第三項に規定する通知の方法）

第二条 出入国管理及び難民認定法施行令第二十
四条第三項に規定する総務省令・法務省令で定
める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 出入国在留管理庁長官が市町村長に使用さ
せる電子計算機の操作により電気通信回線
を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電
子計算機に送信する方法

二 電磁的記録媒体又は書面を送付する方法
（電気通信回線の故障その他の事由により前
号の方法によることができない場合に限る。）

2

前項第一号に規定する電気通信回線を通じた
送信の方法に関する技術的基準については、総
務大臣及び出入国在留管理庁長官が定める。

附則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行
する。

附則（平成二十七年二月二五日総務
省・法務省令第二号）

この省令は、行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律（平
成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号
に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一
日）から施行する。

附則（平成三十一年三月一五日総務省・
法務省令第一号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行
する。

附則（令和元年五月一五日総務省・法
務省令第一号）

この省令は、住民基本台帳法施行令等の一部
を改正する政令（平成三十一年政令第五百十二
号）の施行の日（令和元年十一月五日）から施
行する。

附則（令和六年五月三〇日総務省・法
務省令第二号）

この省令は、令和六年六月十日から施行す
る。